

質問回答

2017年7月10日

「インドネシア国パティンバン港の運営に係る入札準備支援【有償勘定技術支援】」

(公示日:2017年6月28日/公示番号:170414)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 11 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 3. 業務の目的	「本業務はインドネシア政府にて実施する本事業の上物部分(コンテナターミナル、カーターミナル)の運営事業者選定に係る…」とありますが、「本業務はインドネシア政府にて実施する本事業において、 <u>上物部分(コンテナターミナル、カーターミナル)の整備と運営を行う事業者選定に係る…</u> 」ではないでしょうか。 (原文のままだと、イ国政府が上物まで整備するようにも読めますため)	上物整備含め、実施主体はインドネシア政府です。
2	業務指示書 14 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容、(2)、①	「入札参加要件(案)」は具体的に何を指しているのか？ 入札者の要件か、入札に提出すべき資料(提案書)を指しているのか？	「入札者の要件」です。
3	業務指示書 14 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容、(2)、③	PQ 主要要件(案)及び入札参加要件(案)のレビューにおいて、潜在的な応札候補者、国内外の運営委託例、港湾機材業界動向に係る情報収集・整理の目的は何か？特に港湾機材業界動向は何のために必要か？ * 通常は情報収集・整理が業務の目的ではなく、単に手段であるため、「潜在的な応札候補者、国	具体的な事業者の選定方式を検討する為に必要となります。具体的な業務の進め方については、プロポーザルにてご提案ください。

		内外の運営委託例、港湾機材業界動向を『踏まえ』ではないか？特に情報の収集・整理とした意図は何か？	
4	業務指示書 14 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容、(2)、④	「環境モニタリング業務が運営事業者の業務に含まれる」から「PQ 要件とするかどうかの要否を分析・検討」とあるが、環境面はターミナル運営において法令・制度上の必要業務であり、ターミナル運営の主要業務ではない。 (環境モニタリング業務以上に環境面では MARPOL 条約、ISPS 等セキュリティー保全業務の方が重要であるにも拘わらず)通常これら条約で要求されている内容は業務実施の要件を構成するものであり、PQ の主要要件とはならないが、あえてこれを記載した理由は何か？	大規模な埋立・浚渫工事を行いますので、開港後もしっかりと環境モニタリングが必要と考えております。本業務受注者、及び将来選定される運営事業者にもこの点認識していただくよう特記しております。
5	業務指示書 14 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容、(2)、⑥	「コンセッションプラン、PQ 主要要件及び入札参加要件公表後、関心企業からの質問・意見等について取りまとめるとともに質問に対する回答を作成する」とあるが、PQ 及び入札実施前にこれら資料を公表することは、一般に制度上許されることであるのか？	PQ 及び入札実施前ではなく、入札公告後のことを指します。 「コンセッションプラン、PQ 主要要件及び入札参加要件公表後、関心企業からの質問・意見等について取りまとめるとともに質問に対する回答を作成する」のうち、「コンセッション・プラン」は削除します。
6	業務指示書 15 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容、(3)	要求水準書(案)の作成とあるが、要求水準書とは何を指しているのか？ 要求水準とは Performance Target (Standard)を指していると考えられるが、これは多々あるコンセッションの要件(Terms and Conditions)の一つにすぎず、インドネシア法令上(MOT No. PM	港湾運営事業者選定の経験がないインドネシア政府に対し、特に運営事業者に求めるサービス水準を協議する必要が高いと考え、特記しております。

		15/2015)でもコンセッション契約の必要条項の一つ(Performance supervision mechanism とともに)と規定しており、要求水準のみを特記して別途の書類として作成する必要性及び意図は何か？	
7	業務指示書 15 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容、(4)	入札書類の一部を構成する入札説明書(案)とあるが、通常は入札書類の一体不可分の構成要素で Background Information として入札者への必要情報として提供するものであり、別途入札説明書として分離独立した書類とする必要性及び意図は何か？	ここでは「入札書類の一部を構成する」ことは「入札書類の一体不可分の構成要素」と同義としております。
8	業務指示書 15 ページ 第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容、(7)	「公募(入札公告)後、関心企業からの質問・意見等について取りまとめる」とあるが、この業務は入札書類作成支援ではなく、入札そのものの支援業務ではないか？この業務は有償資金本体業務ではないのか？	本件は、入札書類作成支援者として、PQ 公示後に関心企業からの質問・意見を取りまとめ、必要に応じて入札図書案への反映もフォローする観点から設定しております。なお、入札評価や契約交渉等の支援は行いません。また、本業務は有償本体の支援対象ではございません。
9	業務指示書 18 ページ 第 3 業務実施上の条件 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案) (2) 業務従事者の構成(案)	「⑪環境」と記載されていますが、関係機関が業務内容を理解しやすくするため、「⑪環境管理計画」あるいは「⑪環境管理・モニタリング計画」に変更してもよろしいでしょうか？	プロポーザルにてご提案ください。
10	業務指示書 18 ページ 第 3 業務実施上の条件 3. 参考資料	「既往調査でまとめているコンセッションプラン案」とあるがコンセッションプランは、特にインドネシア政府がコンセッションを実施するにあたり、その方法・条件等の承認をするために必要な資料である。特にコンセッションプラン案でも詳細な条件を	配布資料では、コンセッション・プラン案の内容を公表しているのではなく、既往調査の業務内容をまとめたものを配布しております。一般的なコンセッション・プランに含むべき事項のみを列挙したものであり、公表は差支えないと考えております。

		検討した Part II は政府内部資料であり、Confidential 扱いとされる資料であるが、これを公開することは以降の入札業務にとって不正行為と考えられる懸念がある。前記質問5と同じ文脈の話であり、問題はないのか？	
--	--	---	--

以上